認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置（WEBデザイン）のご案内

特例措置の概要

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年12月閣議決定）において、 職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和８年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされています。

このため、求職者支援訓練においてもデジタル分野の訓練コースの設定促進を図る観点から、**令和４年12月２日から令和９年３月31日までの間に開始したデザイン分野のうちWEBデザインの訓練コース**について、一定の要件を満たす場合に、訓練を適切に行った訓練実施機関に支給する認定職業訓練実施基本奨励金（基本奨励金）の支給金額を上乗せする特例措置を設けています。

※基本奨励金の支給申請の流れについてはP１～２及び５をご確認ください。

支給額の算定式

全ての支給単位期間について上乗せ金額により算出します。

支給単位期間は28日以上ですか？

はい

		特例措置	通常
基礎コース	受講者数 × 支給単位期間数 ×	**７万６千円**	６万６千円
実践コース	受講者数 × 支給単位期間数 ×	**６万６千円**	５万６千円

いいえ

		特例措置	通常
基礎コース	受講者数 × 訓練実施日数 ×	**3,800円** (※)	3,300円
実践コース	受講者数 × 訓練実施日数 ×	**3,300円** (※)	2,800円

※日額単価で支給する場合の上限支給額(一支給単位期間)は、下記の通りです。
日額単価3,300円支給の場合：６万６千円、同3,800円支給の場合：７万６千円

基本奨励金上乗せの要件

・デザイン分野の訓練のうちWEBデザインの訓練コースについて、訓練修了者等に占める、訓練カリキュラム（様式A-9)の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載したWEBデザイン関係の資格（次頁参照）を新たに取得した者の割合（新規資格取得率）が50%以上、かつ、当該コースの受講者における雇用保険適用就職率（P3中段の「就職率の算定式」を用いること）が55%以上であること。

新規資格取得率 ＝

修了者又は就職理由退校者であって、訓練期間中、又は、訓練コースの終了日の翌日から起算して３か月以内（就職理由退校者は退校日まで）に訓練カリキュラム（様式A-9)の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載したWEBデザイン関係の資格を取得した者

修了者　＋　訓練カリキュラム（様式A-9)の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載したWEBデザイン関係の資格を取得した後に、就職を理由に退校した者

注意

本特例措置の適用を受けるためには、要件を満たす訓練を実施するのみならず、訓練終了日の翌日から起算して４か月以内に「**WEBデザイン関係資格取得状況報告書（様式A-57）**」及び「**受講者の資格取得を証明する書類**」を管轄労働局に提出する必要があります。

厚生労働省　人材開発統括官

「求職者支援制度のご案内」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html
「求職者支援訓練の訓練実施機関に対する奨励金について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/shoureikin.html

支給申請手続き

・基本奨励金の特例措置（WEBデザイン）の支給申請にあたっては、訓練終了日の翌日から起算して４か月以内に、以下に記載する書類を提出してください。
なお、本特例措置による上乗せ部分以外の基本奨励金の支給申請期限は、訓練終了日の翌日から起算して１か月以内（P５参照）のため、ご注意ください。

提出が必要となる書類

① WEBデザイン関係資格取得状況報告書（様式A-57）※1
② ①に記載された受講者の資格取得を証明する書類
③ 認定職業訓練に係る就職状況報告書（様式A-15）の写し、訓練修了者等が訓練実施機関に提出した就職状況報告書（様式A-14）の写し
④ 認定職業訓練就職者名簿（様式A-34）

※1 訓練期間中又は訓練終了日の翌日から起算して３か月以内に取得した資格である必要があります。
※2 ③及び④の書類については、付加奨励金の支給申請書類と重複する場合、提出不要です。

注意 基本奨励金の特例措置（WEBデザイン）に係る上乗せ部分については、特例措置の適用可否を確認後に追加で支給されます（上乗せ部分以外の基本奨励金については、支給要件を満たすことを確認のうえ、上乗せ部分に先んじて支給されます）。



よくあるご質問

Q１ 訓練カリキュラム（様式A-9)の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載することとされているWEBデザイン関係の資格には、どのようなものがありますか。

①Webクリエイター能力認定試験（エキスパート）、②Illustratorクリエイター能力認定試験（エキスパート）、③Photoshopクリエイター能力認定試験（エキスパート）、④Web検定（Webデザイナー、Webディレクター、Webプロデューサー)、⑤CG-ARTS検定（CGクリエイター検定（エキスパート）、Webデザイナー検定（エキスパート）、画像処理エンジニア検定（エキスパート）、CGエンジニア検定（エキスパート）、マルチメディア検定（エキスパート））、⑥アドビ認定プロフェッショナル（Photoshop、Illustrator、Premiere Pro）、⑦ウェブデザイン技能検定１～３級です。

Q２ 訓練終了日の翌日から起算して３か月以内に取得した資格であるか否かは、どのように確認されるのでしょうか？

受講者の資格取得を証明する書類に記載された資格取得年月日等により確認します。なお、資格取得年月日は、訓練終了日の翌日から起算して３か月以内であるものの、当該証明書類の発行手続き等を理由に申請期限（訓練終了日の翌日から起算して４か月以内）に間に合わない場合は、事前に管轄労働局に連絡のうえ、受講者の資格取得を証明する書類を除く必要書類を、申請期限内に提出してください。

Q３ 訓練開始日よりも前に、訓練カリキュラム（様式A-9)の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載されたWEBデザイン関係の資格を取得済みの者が当該訓練を受講する場合、新規資格取得率の算定にあたりどのように取り扱われますか？

当該者の新規資格取得率の算定にあたっては、訓練カリキュラム（様式A-9)の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載されたWEBデザイン関係の全ての資格を取得済みであることを証明する書類を確認できた場合に、当該者を当該率の算定式（分子分母）から除外することとします。

Q４ 本特例措置が開始される以前に、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に申請を行った訓練についても、特例措置の適用対象となりますか？

令和4年12月２日以降に開始された訓練であって、認定申請時に訓練カリキュラム（様式A-9）の「訓練修了後に取得できる資格」欄にWEBデザイン関係の資格の記載があり、P11中段の「基本奨励金上乗せの要件」を満たす場合には、特例措置の適用対象となります。

認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置（デジタル分野）のご案内

特例措置の概要

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年12月閣議決定）において、 職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和８年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされています。

このため、求職者支援訓練においてもデジタル分野の訓練コースの設定促進を図る観点から、**令和５年12月８日から令和９年３月31日までの間に開始したIT分野又はデザイン分野のうちWEBデザインの訓練コース**について、一定の要件を満たす場合に、訓練を適切に行った訓練実施機関に支給する認定職業訓練実施基本奨励金（基本奨励金）の支給金額を上乗せする特例措置を設けています。

※基本奨励金の支給申請の流れについてはP１～２及び５をご確認ください。

支給額の算定式

全ての支給単位期間について上乗せ金額により算出します。

支給単位期間は28日以上ですか？

はい →

		特例措置	通常
基礎コース	受講者数 × 支給単位期間数 ×	**７万１千円**	６万６千円
実践コース	受講者数 × 支給単位期間数 ×	**６万１千円**	５万６千円

いいえ →

		特例措置	通常
基礎コース	受講者数 × 訓練実施日数 ×	**3,550円** (※)	3,300円
実践コース	受講者数 × 訓練実施日数 ×	**3,050円** (※)	2,800円

※日額単価で支給する場合の上限支給額(一支給単位期間)は、下記の通りです。
日額単価3,550円支給の場合：７万１千円、同3,050円支給の場合：６万１千円

基本奨励金上乗せの要件

・IT分野又はデザイン分野の訓練のうちWEBデザインの訓練コースであって、DX推進スキル標準対応の訓練コース（当該訓練コースの認定申請時に「スキル項目・学習項目チェックシート」のチェック欄に「✓」を記載（※）、かつ訓練カリキュラム（様式A-9)の「③DX推進スキル標準対応の訓練における基本奨励金の特例措置の適用に係る希望の有無」欄に「○」を記載した訓練コース）であること。

（※） DX推進スキル標準のカテゴリーAからDのうち複数のカテゴリーのチェック欄に「✓」が必要。

・（1）P9～10のIT分野の訓練における特例措置、（2）P11~12のWEBデザインの訓練における特例措置、（3）P13~14 のデジタル分野の訓練における特例措置について、複数の支給要件を満たした場合、（1）又は（2）のみ支給とすること。

注意

本特例措置の適用を受けるためには、訓練コースの認定申請時に「スキル項目・学習項目チェックシート」のチェック欄に「✓」したスキル項目に対応する訓練カリキュラム（様式A-9）の該当箇所がわかる資料等の書類を管轄機構支部に提出するとともに、要件を満たす訓練を実施する必要があります。

厚生労働省　人材開発統括官

「求職者支援制度のご案内」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html
「求職者支援訓練の訓練実施機関に対する奨励金について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/shoureikin.html

支給申請手続き

・基本奨励金の特例措置（デジタル分野）の支給申請にあたっては、訓練終了日の翌日から起算して４か月以内に、以下に記載する書類を提出してください。
なお、本特例措置による上乗せ部分以外の基本奨励金の支給申請期限は、訓練終了日の翌日から起算して１か月以内（P５参照）のため、ご注意ください。

提出が必要となる書類　**※基本奨励金支給申請と別途申請する必要があります。**

① 認定職業訓練実施基本奨励金(保育奨励金、実習奨励金、情報通信機器奨励金、職場見学等奨励金)支給申請書（様式A-31）
② 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書（様式A-21）※1の写し
③ 受講者出欠報告書（様式A-32）（全頁に受講者本人の署名が全員分あるもの）の写し※2
及び出席簿（様式A-20-1）の写し又は受講時間管理簿（様式A-20-2）の写し
④ 訓練カリキュラム（様式A-9）※3

※１…（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が発行した通知書
※２… 報告書に疑義がある場合、原本の提出を求め、実地検査を行う場合があります。
※３… 求職者支援訓練の認定申請時に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出した訓練カリキュラム
※４… ②及び③の書類については、基本奨励金の支給申請書類と重複する場合、提出不要です。



注意

基本奨励金の特例措置（デジタル分野）に係る上乗せ部分については、特例措置の適用可否を確認後に追加で支給されます（上乗せ部分以外の基本奨励金については、支給要件を満たすことを確認のうえ、上乗せ部分に先んじて支給されます）。なお、 P9～10のIT分野の訓練における特例措置、又はP11~12のWEBデザインの訓練における特例措置について併せて支給申請し、当該特例措置が不適用となった場合は、本特例措置の適用可否を確認後追加で支給されます（上乗せ部分以外の基本奨励金については、支給要件を満たすことを確認のうえ、上乗せ部分に先んじて支給されます）。

よくあるご質問

Q１　DX推進スキル標準とは、どのようなものですか。

経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が、企業・組織のDX （デジタルトランスフォーメーション）推進を人材のスキル面から支援するため、DXを推進する人材の役割や習得すべきスキルを定義したものです。詳しくは、
経済産業省のHP （https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html）
あるいは
IPAのHP（https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/about.html）をご確認ください。

Q２　本特例措置が開始されるよりも前に、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に申請を行った訓練についても、特例措置の適用対象となりますか？

令和５年12月８日以降に開始された訓練コースであって、P13中段の「基本奨励金上乗せの要件」を満たす場合には、特例措置の適用対象となります。

情報通信機器整備奨励金（特例措置）のご案内

特例措置の概要

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年12月閣議決定）において、 職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和８年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされています。

このため、求職者支援訓練においてもデジタル分野の訓練コースの設定促進を図る観点から、**令和４年12月２日から令和９年３月31日までの間に開始したeラーニングコースかつIT分野又はデザイン分野の訓練のうちWEBデザインの訓練コース(以下「特例期間におけるデジタル分野の訓練コース」という。）**について、**訓練実施機関がリース又はレンタル契約等により用意したパソコンやモバイルルーター等の情報通信機器（以下「パソコン等通信機器」という。）を受講者に貸与**した場合、要した経費の額に対して「情報通信機器整備奨励金」を支給します。

支給要件

特例期間におけるデジタル分野の訓練コースの訓練期間中に、リース又はレンタル契約等により用意したパソコン等通信機器を受講者に貸与（※）した訓練実施機関に対し支給します。

（※）訓練実施機関が所有するパソコン等通信機器を貸与した場合は、支給対象外です。また、パソコン及びモバイルルーター等の通信端末の双方を貸与した場合に限ります。

支給時期・支給額

・情報通信機器整備奨励金は、 「(a)基本奨励金 」の「基本奨励金支給対象期間」（P２参照）ごとに支給します。訓練実施機関が希望する場合は、訓練終了後の一括支給も可能です。

・支給額は、「(a)基本奨励金 」の支給対象期間内に、リース又はレンタル契約等により用意したパソコン等通信機器を受講者に貸与するために要した経費の合計額です。ただし、**支給単位期間ごとに「パソコン等通信機器の貸与を受けた受講者１人につき１万５千円を上限」**とします。

支給申請の流れ

❶ 求職者支援訓練の適切な実施（２か月間から６か月間まで）

❷情報通信機器整備奨励金 の 支給申請

【３か月ごとの申請の場合】

・訓練開始日から３か月経過ごと、**３か月を経過する応当日から起算して１か月以内（＝訓練開始日から４か月以内および７か月以内※）**に申請してください。

※ 同一の訓練で２回目の支給を受けようとする場合で、訓練の残りの実施期間が３か月未満のときは、「７か月以内」ではなく、「訓練終了日の翌日から起算して**１か月以内**」に申請してください。

【一括申請の場合】

・訓練を適切に終了させた訓練実施機関が希望する場合、**訓練終了後**、**訓練終了日の翌日から起算して１か月以内**に申請することにより、一括申請することもできます。

（例）４月１日開講の３か月訓練（訓練終了日が６月30日）の場合、申請期限は７月31日となります。

【訓練期間が３か月未満の訓練コースについての申請の場合】

・**訓練終了後**、**訓練終了日の翌日から起算して１か月以内**に申請してください。

支給申請に必要な書類

① 認定職業訓練実施基本奨励金(保育奨励金、実習奨励金、情報通信機器奨励金、職場見学等奨励金)支給申請書（様式A-31）
② 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書（様式A-21）※1の写し
③ 受講者出欠報告書（様式A-32）（全頁に受講者本人の署名が全員分あるもの）の写し※2及び受講時間管理簿（様式A-20-2）の写し
④ 訓練カリキュラム（様式A-9）※3
⑤ パソコン等通信機器のリース又はレンタル等に要した経費の額を証明できる書類
⑥ 貸与品の使用に係る誓約書（様式A-56）の写し

※１…（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が発行した通知書
※２… 報告書に疑義がある場合、原本の提出を求め、実地検査を行う場合があります。
※３… 求職者支援訓練の認定申請時に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出した訓練カリキュラム

提出 → 管轄労働局 → 審査、通知

実習促進奨励金（特例措置）のご案内

特例措置の概要

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年12月閣議決定）において、 職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和８年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされています。

このため、求職者支援訓練においてもデジタル分野の訓練コースの設定促進を図る観点から、**令和４年12月２日から令和９年３月31日までの間に開始したIT分野又はデザイン分野の訓練のうちWEBデザインの訓練コース(以下「特例期間におけるデジタル分野の訓練コース」という。）**について、**一定の要件を満たす企業実習を実施した場合**、「実習促進奨励金」を支給します。

支給要件

特例期間におけるデジタル分野の訓練コースにおいて、企業実習（※１）を10日以上20日以下、かつ、訓練実施日に終日実施し、企業実習出席率（※２）が80%以上である訓練実施機関に対し支給します。

（※１）求職者支援訓練において実施可能な企業実習の要件については、訓練実施施設が所在する都道府県の（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構にお問い合わせください。

企業実習出席率（※２） ＝

$$\frac{\text{修了者のうち企業実習の実施日における出席率が80\%以上の者の数} + \text{中途退校者のうち企業実習の実施日における出席率が80\%以上の者の数}}{\text{修了者数} + \text{中途退校者のうち企業実習の実施日における出席率が80\%以上の者の数} - \text{修了者のうち、企業実習の実施日における出席率が80\%未満である者であって、やむを得ない理由による欠席を出席として取り扱った場合に、当該率が80\%以上となる者の数}}$$

支給額

・支給要件を満たす訓練コースの**受講者（※）１人につき２万円を支給**します。

（※）出席率80%未満の者や中途退校者（就職理由か否かは問いません。）も含まれます。

注意 本特例措置の適用を受けるためには、要件を満たす訓練を実施するのみならず、所定の書類を定められた期日までに機構・労働局に提出する必要があります。

企業実習実施計画書および実施報告書の提出

① 企業実習実施計画書の提出（認定申請時～訓練開始時）

・**原則として訓練の認定申請時に、企業実習実施計画書**（様式A-54）を提出してください。
・認定申請時の提出が難しい場合は、**訓練開始日までに提出することが認められます**が、機構支部に対してあらかじめその旨を連絡してください。
・機構支部は、提出を受けた企業実習実施計画書に担当者が署名した上で、写しを訓練実施機関に交付します。当該書類は労働局に対する実習促進奨励金支給申請時に必要となりますので、大切に保管してください。

② 訓練の適切な実施

・企業実習の実施計画に変更が生じる場合は、変更手続を行う必要があります。機構支部に対して、変更届出書（様式A-13）に計画書その他必要書類を添付して提出してください。

③ 企業実習実施報告書総括表の提出（訓練終了時）

・訓練終了後２週間以内に提出する訓練終了届（様式A-29）に、**企業実習実施報告書総括表（様式A-55）**と**企業実習実施報告書受入先事業所確認票（様式A-55別添）**の写しを添付して提出してください。

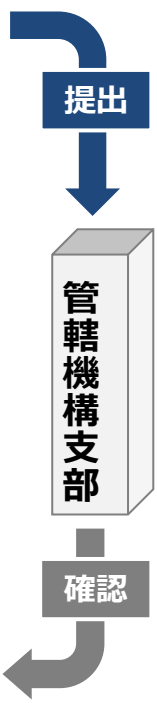

実習促進奨励金の支給申請

・**訓練終了後、訓練終了日の翌日から起算して１か月以内**に、以下に記載する書類を提出してください。

提出が必要となる書類

① 企業実習実施計画書(様式A-54)の写し（機構処理欄に担当者の署名、受理日等が記載されたもの）
② 企業実習実施報告書総括表(様式A-55)（全頁に受講者本人の署名が全員分あるもの）の写しおよび企業実施報告書受入先事業所確認票(様式A-55別添)（受入事業所担当者本人の署名があるもの）の写し
③ 日別計画表又は推奨訓練日程計画表※１

※１… 求職者支援訓練の認定申請時に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出した日別計画表（変更が生じた場合は変更後のもの）

【基本奨励金支給申請時に必要となる以下の書類についても提出が必要です】
- 認定職業訓練実施基本奨励金(保育奨励金、実習奨励金、情報通信機器奨励金、職場見学等奨励金)支給申請書(様式A-31)
- 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書(様式A-21)※２の写し
- 受講者出欠報告書（様式A-32）（全頁に受講者本人の署名が全員分あるもの）の写し※３及び出席簿（様式A-20-1）の写し
- 訓練カリキュラム(様式A-9)※４

※２…（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が発行した通知書
※３… 報告書に疑義がある場合、原本の提出を求め、実地検査を行う場合があります。
※４… 求職者支援訓練の認定申請時に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出した訓練カリキュラム

提出 → 管轄労働局 → 審査、通知

▶ **各種申請書は、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。**
（http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/shoureikin.html）